

赤穂環境パートナーシップ登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮した事業者の自主的な取組及び活動を広げるために必要な事項を定め、もって事業者と市が協働して環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

(登録対象事業所)

第2条 赤穂環境パートナーシップ事業所(以下「パートナーシップ事業所」という。)として登録することができる事業所は、赤穂市内で事業活動を行っている事業所で、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所とする。

(登録の要件)

第3条 パートナーシップ事業所として登録できる事業所は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 環境関係法令、兵庫県及び赤穂市の環境関係条例、環境保全協定等に違反しないこと。
- (2) 環境に配慮した取組や活動の内容及び環境への負荷の低減に対する意思を環境方針として定めていること。
- (3) 事業活動によって生じる環境に負荷を及ぼす項目及びその度合いを把握していること。
- (4) 事業活動によって生じる環境負荷を低減するための取組目標を設定していること。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとするものは、赤穂環境パートナーシップ事業所(新規・更新)登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第5条 パートナーシップ事業所は申請内容に変更があったときは、赤穂環境パートナーシップ事業所登録変更申請書(様式第2号)により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(登録の失効)

第6条 パートナースhip事業所は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その登録を失効する。

(登録の取消)

第7条 市長は、パートナースhip事業所が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第9条の登録を取り消すことができる。

(1) 第3条の要件に適合しなくなったとき。

(2) 第5条の規定による変更の届出をしなかったとき。

2 前項の登録の取り消しにより損失が生じた場合は、登録を受けていたものがその責めを負うものとする。

(審査会)

第8条 市長は、この要綱に基づく事項を調査審議するため環境パートナースhip事業所登録制度審査会((以下「審査会」という。))を置く。

2 市長は、第4条の規定に基づく登録申請があったとき、または前条の規定に基づく登録の取消の事由があると認めるときは審査会の意見を聴かなければならない。

(登録等)

第9条 市長は、審査会の意見を尊重して、パートナースhip事業所として登録又は登録取消をしなければならない。

(市民への周知)

第10条 市長は、前条の規定に基づき登録をしたときは、次に掲げる事項を記載した環境パートナースhip登録簿を作成し、公表しなければならない

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 環境に関する方針

(3) その他必要事項

2 前項の公表は、市民部環境課において閲覧に供することにより行うほか市長が必要と認める方法により行う。

(登録証の交付等)

第11条 市長は、第9条の登録をしたときは、当該事業所に環境パートナースhip事業所登録証を交付するものとする。

2 登録証の交付を受けた者は、第9条の登録取消があったときは、直ちに当該登録証を市長に返納しなければならない。

(報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、パートナーシップ事業所から必要な報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。